# 無実の人びとを救おう 全国いっせい宣伝行動 2026 秋

# もう時間がありません
## 一日も早く無実の人を助けて



三重・名張毒ぶどう酒事件

奥西勝さんの妹
**岡 美代子さん**（96 歳）

ぶどう酒に農薬が混入され５人が死亡した事件で、奥西勝さんが警察に自白を強要され、死刑判決を受け再審請求中に獄中死しました。弁護団は新たな科学鑑定や新証拠を提出。奥西さんの妹の岡美代子さんが名古屋高裁で第 11 次再審請求をしています。




鹿児島・大崎事件

**原口 アヤ子さん**（99 歳）

殺人犯の汚名を着せられながらも再審を求めてたたかっています。遺体の鑑定から殺害ではなく事故死の可能性が浮上し、地裁・高裁で３度も再審が認められますが、検察の度重なる不服申し立てで再審を取り消されています。鹿児島地裁で第５次再審請求中。

## 冤罪を救済する再審法の改正はどうなったの？

誤った裁判をやりなおすための「再審法」が７月に改定されたことが大きなニュースになりました。しかし、改定の中身は以下のように不十分なもので、今なお、無実の罪でたくさんの冤罪被害者が苦しんでいます。無実の人を救い、さらなる再審法の改正をすすめるために、みなさんの力をかしてください。

### 検察官抗告の原則禁止に抜け穴




裁判所が「裁判をやり直すべきだ」と再審開始を決定したとき、検察官の不服申立て（抗告）は原則禁止とされました。しかし抜け穴が作られ、救済が遅れる余地が残っています。

### 無実の証拠が隠され出てこない



警察や検察が集めた証拠には、無実の証拠も含まれています。改定で証拠を開示する規定は設けられましたが、全面開示の規定ではないので、無実の証拠は眠ったままとなる危険性は今までと変わりません。

### 冤罪の支援運動に足かせ!?



開示された証拠に「目的外使用の禁止」が新設されました。今まで支援者や報道機関が証拠の問題点を社会に知らせ真相究明の力になっていましたが、それらを萎縮させ、抑え込もうとしています。

# 再審法改正運動を力に
# 冤罪を生まない刑事司法の実現を

## 市民の運動で78年ぶり改定

再審は、あやまって有罪が確定した人を救済する最後の手段です。

7月17日、国会で再審法改定案が成立しましたが、私たちが求めた再審制度（証拠の全面開示や検察官抗告の禁止など）を実現することはできませんでした（表面参照）。しかし、この間の運動によってつくられた世論と共同は、無実の人を救うための大きな財産となりました。



再審法改正をもとめる運動が全国で展開された

## 全国過半数の地方議会が動く

2019年、「再審法改正をめざす市民の会」結成を契機に冤罪被害者・家族、支援者、市民団体、弁護士会などが立場の違いを超えて力を合わせ、運動は全国各地に広がりました。

地方議会では897議会が再審法改正を求める意見書を採択。全国1788議会の過半数に達しました。国会でも超党派議員連盟が最大388人の国会議員を組織。党派を超えて、再審法改正を求めました。

さらに、元裁判官、刑事法学者、現職裁判官からも法改正を求める声があがり、多くの新聞・メディアも社説などで再審制度の問題を何度も報道しました。冤罪被害者の訴えが、かつてない規模で社会を動かしたのです。

## 無実の証拠隠しがあらわに

とりわけ大きな変化は、再審法改正運動を通して多くの市民が「刑事裁判では、すべての証拠が法廷に出されるわけではない。検察に都合の悪い証拠、無実の証拠が隠されることがある」ということを初めて知ったことです。「検察の証拠隠し」に、いま、市民の関心と怒りがあつまっています。

## そもそもなぜ冤罪は生まれるのか

再審法改正運動によって、そもそもなぜ冤罪が生まれるのかについて、市民の関心の目が向かうようになりました。

最初の通常審の段階で十分な証拠開示が行われていれば、間違った有罪判決そのものを防げるはずです。大川原化工機事件にみられる「人質司法」や特捜部による自白強要の取調べなども冤罪を生む原因です。再審法の見直しを引き続き求めながら、冤罪の原因を取り除くための改革を、捜査から公判を含む刑事司法全体へ広げることが必要です。

### 私たちが求める刑事司法改革

- 捜査機関が収集した証拠全面開示
- 「人質司法」の解消
- 被疑者段階からの弁護人の取調べ立会い
- 全ての事件で取調べの全面可視化
- 証拠の「目的外使用禁止」見直し
- 無罪判決に対する検察官上訴禁止

## 無実の人びとを救おう 全国いっせい宣伝行動

**冤罪事件の再審開始の要件を広げ、冤罪救済に道を開いた1975年5月20日の最高裁白鳥決定にちなみ、毎年5月と秋を中心に、国民救援会とさまざまな冤罪事件の支援団体が共同で、全国いっせいに宣伝行動にとりくんでいます。**

●秋田・大仙市事件 ●山形・明倫中裁判 ●宮城・仙台北陵クリニック筋弛緩剤冤罪事件 ●栃木・今市事件 ●東京・三鷹事件 ●東京・小石川事件 ●東京・冤罪・サニーライフ事件 ●長野・冤罪あずさ35号窃盗冤罪事件 ●静岡・天竜林業高校成績改ざん事件 ●愛知・豊川幼児殺人事件 ●三重・名張毒ぶどう酒事件 ●三重・鈴鹿殺人事件 ●滋賀・日野町事件 ●京都・長生園不明金事件 ●兵庫・えん罪・姫路花田郵便局事件 ●兵庫・えん罪神戸質店事件 ●岡山・山陽本線痴漢冤罪事件 ●高知・高知白バイ事件 ●福岡・飯塚事件 ●熊本・菊池事件 ●鹿児島・大崎事件 ●米・ムミア事件


**日本国民救援会**

1928年創立の人権NGO。戦前は侵略戦争に反対し治安維持法で弾圧された犠牲者の救援をおこない、戦後は冤罪事件や市民の権利を守る裁判を支援した。

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター5階
TEL：03-5842-5842　FAX：03-5842-5840

**再審・えん罪事件全国連絡会**

1973年、冤罪で苦しむ人びとを救うことを目的として、作家の松本清張氏や佐野洋氏などの呼びかけで結成された。事務局を日本国民救援会におく。